

■ 公 告 ■

公 告

東京弁護士会がなした懲戒の処分について、同会より以下のとおり報告があったので、改正前の日本弁護士連合会会則第97条の3第1項第1号の規定により公告する。

記

- 1 懲戒を受けた弁護士
氏 名 伊 藤 芳 朗
登録番号 2 0 2 5 3
事 務 所 東京都千代田区神田小川町
1丁目10番地 日通・住商
神田ビル8階
クレスト法律事務所
住 所 千代田区神田淡路町1-11
中野ビル4階
- 2 懲戒の種別 業務停止4月
- 3 処分の理由の要旨

被懲戒者は、番組出演を通じて面識のあったテレビ局の番組制作者から依頼を受け、弁護士として事件の受任をしていないにもかかわらず、ある社会的事件を対象とする番組制作の資料として使用することを知りつつ、2000年8月17日から2001年11月頃にかけて、職務上の請求として当該事件の関係者12名の戸籍謄本、住民票ないし住民票除票などの交付請求をしてこれらの書類を取得し、その写を上記テレビ局の番組制作者に交付した。そして、被懲戒者は、同テレビ局から「調査料名目」で1件あたり金5,250円から金31,500円の範囲の対価を得た。

上記被懲戒者の交付請求は、戸籍法、住民基本台帳法及び関係省令等において、弁護士が他人の戸籍謄本、住民票等の交付請求を認められる要件である「職務上の請求」には当たらないことは明らかであり、上記被懲戒者の行為は、弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。

- 4 処分の効力の生じた日
2004年1月30日

2004年4月1日
日本弁護士連合会

公 告

東京弁護士会が2004年1月30日に告知した同会所属弁護士 伊藤 芳朗 会員（登録番号20253）に対する懲戒処分（業務停止4月）について、本会は、同年2月9日、本件処分の効力を本件処分にかかる審査請求について本会が裁決をするまで停止する旨の決定をしたので、改正前の日本弁護士連合会会則第97条の3第1項第3号の規定により公告する。

※ なお、処分の効力が停止されたのは、同年2月10日である。

2004年4月1日
日本弁護士連合会